

一般社団法人埼玉県建築士事務所協会青年部規程

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人埼玉県建築士事務所協会青年部（以下「青年部」という。）と称する。

(会員)

第2条 青年部の会員は、一般社団法人埼玉県建築士事務所協会（以下「本会」という。）の正会員、正会員事務所の職員（管理建築士、所属建築士及びこれに準ずる者）及び賛助会員の所属職員のうち50歳未満の者で、入会の承認を受けたものとする。

2 会員は、事業年度の途中で50歳に達した場合でも、事業年度満了まで会員資格は継続するものとする。

3 役員は、任期の途中で50歳に達した場合でも、役員任期満了まで会員資格は継続するものとする。

(目的)

第3条 青年部は、会員相互の交流を深め啓発を図り、次世代を担う人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 青年部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 経営・技術等の向上を図るための各種講習会の開催
- 二 地域社会の環境整備や改善促進に関する事業
- 三 青年部として本会への協力及び意見具申
- 四 その他青年部の目的達成のため必要な事業

(役員)

第5条 青年部に、次の役員を置く。

- 一 部長 1名
- 二 副部長 3名以内
- 三 幹事 若干名
- 四 監事 2名

(役員職務)

第6条 役員職務は次のとおりとする。

- 一 部長は、青年部を代表し、青年部の業務を総理するとともに理事会に出席する。
- 二 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 三 幹事は、青年部の業務を統轄し、青年部の目的達成に必要な事業の推進にあたる。
- 四 監事は、青年部の業務を監査し、その監査の結果を役員会に報告する。

(役員任期と選出方法)

第7条 役員は、会員の互選により選任し、本会理事会の承認を経て決定する。

2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引続きその職務を行うものとする。

4 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第8条 青年部に役員会を置く。

2 役員会は、部長、副部長及び幹事をもって組織する。

3 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

4 役員会は、部長が必要と認めるとき招集する。

(入会)

第9条 入会を希望する者は、所定の入会届を提出し、部長の承認を受けるものとする。ただし、本会正会員及び正会員事務所の職員については、支部長を経由して提出するものとする。

(退会)

第10条 退会を希望する者は、所定の退会届を提出し、部長の承認を受けるものとする。

(事業年度)

第11条 青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第12条 青年部の事務局は、本会内に置く。

(雑則)

第13条 この規程に定めのない事項については、役員会の議を経て決定する。

(規程の変更)

第14条 この規程の変更は、本会理事会の承認を得る。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 青年部の最初の役員任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成32年度の本会定時総会終了時までとする。

一部改正 令和6年3月22日